平成２７年（フ）第２６９号
愛知県江南市赤童子町藤宮21番地８
債務者　スタジオゴメスこと　飯飼　一幸
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２７０号
愛知県江南市赤童子町藤宮21番地８
債務者　飯飼もえき
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２３２号
香川県高松市西宝町１丁目12番24―301号
コート西宝町
債務者　岡田　　宏
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９２号
福岡県大牟田市曙町４番地６　クレストールＭＯＲＩ　103号
債務者　三木　遊亀
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１０９号
長崎県諫早市福田町10番７号、前住所長崎県諫早市小野町401番地１
債務者　竹野　　清
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
長崎県大村市富の原２丁目391番地７、前住所長崎県大村市森園町1644番地１　森園住宅２号
債務者　田浦　吉郎
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
長崎県大村市富の原２丁目391番地７、前住所長崎県大村市森園町1644番地１　森園住宅２号
債務者　田浦　啓子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
釧路市喜多町７番18号
債務者　村田　克照
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５１号
宮城県石巻市蛇田字金津町前21番地３　三興アパート８号、前住所宮城県石巻市蛇田字下谷地21番地10
債務者　高橋　栄子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
静岡県富士市松岡1499番地の７　ファミールヤマダＡ―203号
債務者　鈴木　　譲
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２４２号
静岡県富士宮市淀平町773番地の３　シティハイム山津203号、前住所静岡県富士宮市北町２番15号
債務者　木内　京子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３２４５号
大阪市西区北堀江３丁目12番31―505号
債務者　岸田　章子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２４８号
大阪市住之江区新北島４丁目２番３―610号
債務者　宗和真沙実
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３５３号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番１―509号
債務者　上津　暁美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１９号
大阪府寝屋川市高柳４丁目10番13号
債務者　岡本　麻里（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５５号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目14番12号　コスモハイツ　205号
債務者　小松　浩二
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４８１号
大阪府摂津市南別府町９番４―1107号
債務者　奥　　久子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９７号
大阪府池田市八王寺１丁目６番７号　ひかり荘１号
債務者　平山　明子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部